

毛呂山町 令和6年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果

健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した後、9月議会へ報告しました。

〈健全化判断比率〉

指 標		令和6年度毛呂山町	早期健全化基準 ※1	財政再生基準 ※2
健全化判断比率	①実質赤字比率	— (△5.94%:黒字)	13.86%	20.00%
	②連結実質赤字比率	— (△17.85%:黒字)	18.86%	30.00%
	③実質公債費比率	8.2%	25.00%	35.00%
	④将来負担比率	24.3%	350.00%	

※1: 各比率のうちいずれかが基準以上になると「財政健全化計画」を策定し、健全化に努めることになる。

※2: 基準を上回ると「財政再生計画」を策定して健全化に努めることになる。



※ 黄色に該当すると早期健全化団体、赤色に該当すると再生団体となり、健全化に努めることになります。

①から④いずれの指標も**基準を大幅に下回っており**、財政健全化計画及び財政再生計画を策定する必要はありません。

〈公営企業における資金不足比率〉

指 標	特 別 会 計	令和6年度毛呂山町	経営健全化基準 ※3
⑤ 資金不足比率	水道事業会計	0% (資金不足額なし)	20.00%
	農業集落排水事業会計	0% (資金不足額なし)	20.00%

※3: 資金不足比率が20.0%を超えると「経営健全化計画」を策定して健全化に努めることになる。

⑤**資金不足比率**: 公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率。
毛呂山町は**資金不足額がないので**、経営健全化計画策定の必要はありません。